

公立大学法人山口県立大学業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人山口県立大学に関する規則（平成18年山口県規則第 号）第2条の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、その業務の効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。

（その他）

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。